

新しい法源～第三の法源はあるか？～

国際法の定立

→国際慣習法はどのようにして形成されるか？

→条約はどのようにして形成、運用、終了されるか？ (「条約法」)

→その他に国際法の法源と呼べるものはあるか？ (「新しい法源」)

国際司法裁判所規程

第三十八条

1. 裁判所は、付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とし、次のものを適用する。
 - a. 一般又は特別の国際条約で係争国が明らかに認めた規則を確立しているもの
 - b. 法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習
 - c. 文明国が認めた法の一般原則
 - d. 法則決定の補助手段としての裁判上の判決及び諸国の最も優秀な国際法学者の学説。但し、第五十九条の規定に従うことを条件とする。
2. この規定は、当事者の合意があるときは、裁判所が衡平及び善に基いて裁判をする権限を害するものではない。

I. 法の一般原則

- 法の一般原則の意味
 - さまざまな考え方
 - 当初想定されたのは？
 - ◇ 意味：
 - ◇ 目的：
 - 背景
- 具体的内容
 - 「義務違反には賠償義務が伴う」「禁反言」「権利濫用の禁止」など
- 「第三の法源」と言えるか？
 - 容認説：「法なれば当然に…」？
 - 否認説：便宜的に導入されたもの、単なる裁判準則
- 慣習法化した「法の一般原則」

II. 判例 (と学説)

- 先例拘束性の否定

国際司法裁判所規程 第五十九条

裁判所の裁判は、当事者間において且つその特定の事件に関してのみ拘束力を有する。

- 判例による法経性機能？
 - 条約の解釈
 - 慣習法の意味の確定
- 「補助的手段」としての意義

III. ソフトロー

- 国連総会決議の意義 (復習)
- 「非拘束的」文書のソフトローとしての機能
 - 例：ヘルシンキ宣言、ストックホルム宣言 (人間環境宣言)
 - ◇ 法的拘束力
 - ◇ 政治的「力」・事実上の「力」
 - 拘束力の差異？
 - ◇ 法・非法の中間領域
 - 問題点
 - ◇ 意味が不明確？
 - ◇ 法の権威を害する？
- 「非拘束的」文書の意義？
 - 国際関係の柔軟性
 - 正統性の担保
 - 国際慣習法との関係